

在 留 邦 人 向 け

安 全 の 手 引

平成31年1月

在 ト ロ ン ト 日 本 国 総 領 事 館

目 次

頁

| | |
|----------------------------------|----|
| I. 序言 | 3 |
| II. 防犯の手引き | |
| 1. 海外生活における安全対策の基本的心構え | 3 |
| 2. トロント市の犯罪情勢 | 3 |
| 3. 当地での邦人が直面する犯罪等 | 4 |
| 4. 具体的な対策 | |
| (1) 一般的な防犯対策 | 5 |
| (2) 交通事情と事故防止対策 | 6 |
| (3) 誘拐に対する対策 | 7 |
| (4) 強盗に対する防犯対策 | 7 |
| 5. テロについて | 7 |
| 6. 在留届及びたびレジの提出 | 8 |
| III. 在留邦人用緊急事態対処マニュアル | |
| 1. 普段の心構え準備 | 9 |
| 2. 緊急時の行動 | 10 |
| 3. 緊急事態に備えてのチェックリスト | 10 |
| 4. 緊急連絡先 | 11 |

I. 序言

一般的に、カナダの治安は比較的良く安全というイメージがありますが、昨年、トロント市内では、4月にノースヨーク地区において車両突入事件、7月にはダンフォース地区において銃乱射事件が発生するなど凶悪な事件が発生しています。殺人、強盗、性犯罪、違法薬物所持等の重大犯罪は、日本より高い確率で発生しています。自分が外国にいるという意識を常に持ち、日本と同じ感覚ではなく、隙のない行動を心がけるよう十分に注意を払う必要があります。皆様が犯罪に巻き込まれることのないよう、この「安全の手引」を参考に十分な安全対策を講じていただければ幸いです。

II. 防犯の手引き

1. 海外生活における安全対策の基本的な心構え

- (1) 実際に脅威に直面した場合には、生命と身体の安全を第一に考え、あわてず、冷静に行動して下さい。
- (2) 何よりも、自分と家族の安全は、自分達で守るとの心構えが基本（家族を含めた安全意識の高揚が必要）です。
- (3) 「予防」こそが、最善の危機管理。このための努力を惜しまないこと。
- (4) 現地に早く溶け込む（郷に入れば郷に従え）。治安情勢、対日感情等を含む様々な情報が常に得られるように、情報が得られるネットワーク作りを心掛ける。
- (5) 現地における行動の3原則は、「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」及び「警戒を怠らない」であり、新聞・ニュース等を常に意識し、現地情勢を十分に考慮した上で行動すること。
- (6) 住居の防犯対策が、生活面における安全対策の基盤（立地条件及び住人層）であると認識し、居住に不向きと感じた場合には転居することも視野に入れる。
- (7) 安全対策については、悲観的（最悪のケースを想定）に準備し、楽観的に実施する精神が重要です。
- (8) 海外生活では、生活環境の変化に伴い、友人や隣人などとの人間関係、言葉や文化の違いによる誤解等、いろいろな制約があるので、精神衛生及び健康管理に気をつける。

2. トロント市の犯罪情勢

- (1) トロント市警察が発表している2018年末月時点の犯罪統計によれば、トロント市の犯罪発生率はここ数年微増傾向にあります。トロント市警察は、トロント市で発生した犯罪の状況を示す犯罪マップを作成し、ウェブサイト上で公開しています。銃器等を利用した凶悪犯罪は常時更新されておりますので、防犯にお役立てください。
- (2) 2018年の犯罪総数は、39,065件対前年比6%増となっています。殺

人、自動車窃盗、性犯罪、住居侵入は二桁の増加率を示しており、その他、盗難を除いたすべてカテゴリーにおいて件数が増加しています。ダウンタウン地域は全体的に人口密度が高いこともあり、地域全体として犯罪が発生しやすいエリアであることを十分に認識してください。

3. 当地での邦人が直面する犯罪等

(1) 置き引き

空港、駅、ホテルのロビー、レストラン等の人が集まる場所で多く発生しています。また、車上荒らしは市内の至る所で発生しています。したがって貴重品を入れた鞆等からは常に目を離さないよう十分に注意してください。

(2) 薬物

(ア) カナダでは2018年10月17日から大麻（マリファナ）の所持・使用が合法化されていますが、日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等について違法とされ、処罰の対象となっており、この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。また、大麻は、覚醒剤等更に依存度の強い薬物への入り口となるので、絶対に手を出さないようにして下さい。なお、日本と同様に当地でも覚醒剤、コカイン、ヘロイン、MDMAは使用が法律により禁止されています。

(イ) また、知り合いの友人等から「友人への土産にこれを日本に持って行ってほしい」等と中身に麻薬が隠されていることを知らず小包を渡され、知らぬ間に薬物の運び屋となるケースもありますので、十分に注意してください。

(3) 性犯罪

性犯罪は当地の場合特に20代前後の若者に多く発生しています。日本人は他のアジア人と比べて嫌なことでもはっきり断らない傾向があると思われることから、日本人を狙ったケースもあるようです。性犯罪の被害に遭うと心に深い傷を負います。日本と同様の感覚、常識で行動することなく、海外で生活しているという自覚を持って、初対面で安易に相手を信用せず、言語の勉強などを口実として近づいてくる人物には注意しましょう。

(4) 雇用

以下のような事例に注意してください。

(ア) 詳細な雇用条件を文書で取り決めずに働き始め、給与の不当支給（最低賃金以下の給与等）や突然の解雇に遭う（英語や当地の雇用慣習等に不慣れであるため、必要な雇用条件を確認しないことが多い）。

(イ) 雇用主が、雇用者（邦人）が雇用契約や当地事情に不慣れな事情を知りつつ、雇用主に有利な雇用条件にする。

(ウ) 労働許可のない資格で滞在中の在留邦人が、給与を伴う労働に従事することは当然違法行為です。過去、カラオケバーで採用された邦人が、雇用主から、労働許可を所持しないことを脅され、違法なサービスを強要されたり、給与

や報酬の支払いを誤魔化されるトラブルが発生しています。

(5) 住宅

- (ア) 住宅や部屋の賃貸主と偽り、契約書等も取り交わさないまま、前納金を詐取して行方をくらます、又は、取り決めとは異なる利用条件を強要する。不法な敷金(当地には敷金という概念はなく、相当するものは、契約最終月の家賃の前払い分)の請求や不返済、突然の解約を行うなど、インターネット邦字情報サイトに掲載されていた物件で多数の邦人が詐欺被害にも遭っています。
- (イ) 加害者側は、短期滞在を予定して来訪する在留邦人は、言語や時間と費用の視点から、裁判に持ち込まれることはないことを見越して不法行為を行っており、結果として被害者の泣き寝入りになることが多数です。
- (ウ) ついては、インターネット掲示板の運用上、今後も同様の被害が発生する可能性もありますので、いかなる名目の前金(部屋の仮押さえ金、最初と最後の月の家賃、キー・デポジットなど)でも支払う前に信頼のおける業者・人物かどうか、契約書、領収書の有無を確認する等十分に注意願います。
- (エ) なお、2018年4月30日より大家とテナント(借家人)は標準賃貸契約書を使用し双方当事者同士が署名し契約を結ぶことがオンタリオ州の法律により義務づけられています。本件については、ジャパニーズ・ソーシャル・サービス(以下JSS)のホームページに詳細が記載されていますので、ご参照ください。

<http://jss.ca/standard-lease-ontario-landlords-tenants-coming-month/>

(6) ドメスティック・バイオレンス(DV)

ドメスティック・バイオレンスとは、一般的には、婚姻、内縁等親密な関係における、精神的／肉体的虐待(嫌がらせ行為を含む)及び、脅しによるいかなる身体的・性的な力の行使とされているもので、当地でも邦人女性が被害に遭うケースが後を絶ちません。当地には、これらの問題に対して専門的な見地から日本語でカウンセリング・相談できるJSSが活動しています。

JSS: Tel: 416-385-9200 Fax: 416-385-7124

E-Mail: info@jss.ca

URL: <http://jss.ca/>

4. 具体的な対策

(1) 一般的な防犯対策

当総領事館に報告されたトロントの空港、宿泊ホテル、レストラン、バー等における置き引きやスリを含めた旅券の盗難や紛失は、2018年で47件(うち盗難15件、紛失等32件)ありました。外出時の具体的な注意事項としては、次のようなものが挙げられます。

- (ア) 飲食店においては、テーブルや椅子にハンドバック、カバン等を置いたまま席を立たないでください。また、貴重品の入った鞆等は椅子の背に掛けるのでは

なく、自分の目に見えるところに置きましょう。

- (イ) 昼夜を問わず、人通りの少ない路地を避け、なるべく大通りを歩くように心がけましょう（特に深夜の薄暗い路地は一人で歩かない）。
- (ウ) 交通事故防止の観点からも、イヤホンで音楽を聴きながらやスマートフォンを見ながら歩かないように心がけましょう。
- (エ) ズボンの後ろポケットやバッグの外側のポケット等人目に付くところにパスポート、財布、スマートフォン等の貴重品は入れないようにしましょう。
- (オ) 旅先で馴れ馴れしく近づいて来たり、わざと気を引くような行動をする人には要注意です。
- (カ) 現金は分散して所持するようにし、パスポート及び貴重品等は自分の目の届くところで所持するようにして下さい。パスポート及びクレジットカードについては写しをとり、別な場所に保管しておく、紛失・盗難の際に役に立ちます。
- (キ) 窃盗団による観光客を狙った手口は様々ですが、通常数人のグループで行動しており、窃盗団がこれらの行為を実行する際には、予め付近で様子をうかがっていることが多いことから、隙を見せないことに加え、自分の周辺の様子を十分注意しておくことも必要です。
- (ク) 訪問地に不慣れな団体旅行者や個人旅行者は、インターネット等で現地の最新の犯罪情報や注意事項を必ず確認してから旅行するように心がけて下さい。
- (ケ) 空港やホテルでのチェックイン・チェックアウト手続の際、荷物を床に置いたり、目を離して書類を書いていたりと置き引きに狙われやすいので注意が必要です。
- (コ) ホテルの従業員を装い、窃盗をはたらくケースもあります。ホテルの室内とはいえ現金等の貴重品を見えるところにおいておくのは危険です。
- (サ) トロント・ピアソン空港の国内線到着時、バゲッジクレームにて荷物を引き取るために気をとられている隙に、両側にいた2人組によるスリ被害を受けた報告もあります。当地国内線ではバゲッジクレーム内まで搭乗者以外も入れることから、特に国際線から国内線への乗り継ぎ等の際に注意が必要です。

(2) 交通事情と事故防止対策

- (ア) 当地と日本では、交通法規が異なり、法令も国内各州によって異なるため、自動車等を運転する際は十分注意しましょう。当地では、日本と比べ急な進路変更や割り込みが多く見受けられます。
- (イ) また、例年トロント市の交通事故による死傷者の半数以上が歩行者となっています。トロント市警は、歩行者が事故に巻き込まれないため、以下の注意喚起を行っています。御注意ください。
 - スマートフォン等携帯電話を見ながら歩行しない。
 - ヘッドフォン・イヤフォンを付けたまま歩行しない。
 - ジャケットのフードや帽子を着用すると視界が狭くなるので、横断の際は特に周りに注意する。
- (ウ) 自転車利用者の増加に伴い、自転車専用レーンの敷設が進んでいますが、自動

車及び歩行者との接触事故も増加しており、十分な注意が必要です。また、駐輪中の自転車の盗難にも十分注意してください。

- (エ) 万が一、交通事故に巻き込まれた場合は事故現場に留まり、「911」の緊急番号に電話し警察の指示に従ってください。
- (オ) 交通事故は、夏にはスピードの出し過ぎ、冬期は降雪後の路面凍結時及びハイウェイでの追い越し時やスピードの出し過ぎによる事故が多く発生していますので、運転の不慣れな人は、左右の安全確認と十分な車間距離をとるなどの注意が必要です。
- (カ) 自動車走行中の携帯電話やナビゲーション等の操作、スピードの出し過ぎは交通違反の対象です。飲酒運転も日本と同様に重罪です。
- (キ) 1992年12月より、日本の運転免許証所持者は、筆記試験及び実技試験なしでオンタリオ州の運転免許証に切り替えが可能となっています。日本とカナダでは交通法規に違いがあるので、前もってオンタリオ州運転規則を熟知した上で運転するよう心がけましょう。

(3) 誘拐に対する防犯対策

- (ア) 平素から知らない人について行かない、知らない人の車には乗らない、登下校時に寄り道しないなど、子供に対して指導や教育を徹底しましょう。
- (イ) GPS付きの携帯電話を所持するなど、常に家族がどこにいるか行動を把握しすぐに連絡が取れるようにしましょう。
- (ウ) 出勤・帰宅時に、駐車している車両や周辺の歩行者等に普段と変わったところがないか観察し、車両に乗る前には、車の中や下、前後に不審物等がないか確認しましょう。
- (エ) SNSを含め、自分の行動は、無関係な人には出来るだけ知らせず、日常の行動をパターン化しないようにしましょう。

(4) 強盗に対する防犯対策

カナダでは、狩猟用ライフル銃やナイフを簡単に入手することが出来ます。このため、強盗については下記の点に注意しましょう。

- (ア) 強盗に遭遇した際には、犯人が銃器や刃物を所持していることを忘れず、犯人を刺激せず、犯人の要求に抵抗せず、自らの生命の安全を最優先にしてください。
- (イ) また、犯人が立ち去った等自らの安全が確保された際は直ちに911通報してください。当国の場合、「911」では救急車や消防署への連絡も同じで、まずはオペレーターに発生した場所・事案を説明すると、該当する警察の部署へ連絡が繋がります。

5. テロについて

- (1) 移民国家であるカナダは、「移民社会」としてカナダが持つ自由かつ寛大さ故にテロリストにとって人材や資金調達場になりやすい側面があります。国内外

においてカナダ国籍を取得した者あるいはカナダ生まれの者が当国内で思想的影響を受け、テロリスト予備軍となったケースがあり、在バングラデシュ邦人、在アルジェリア邦人に対するテロ事件にもそのようなカナダ人が実行犯等として関与していたことが知られています。

- (2) オンタリオ州でも、2016年8月、オンタリオ州在住の人物が、自家製の起爆装置を用いて企てたテロをカナダ連邦警察が未然に阻止した事件や、2017年、ISISに感化を受けた人物が大型店内で市民を殺傷しようとして逮捕された事件など単独でのテロ事件が発生しています。
- (3) カナダ国内外においてカナダ国籍者或いはカナダに居住歴のあるイスラム過激派メンバーや支援者が多数検挙されています。最近では、資金援助、物資支援、リクルート活動などテロを支援する動きが広がっており、テロ関連活動に参加する目的で海外渡航した者が帰国後にテロを引き起こすことが懸念されています。
- (4) なお、カナダは多くの難民を受け入れており、テロリストが難民に紛れ込んで入国する可能性も懸念されていることから、カナダ政府は警戒を強化しています。

以上を踏まえ、トロント及びオンタリオ州各都市におきましても、政府・軍・警察関係施設に加え、バス停・駅・空港及び観光施設・ショッピングモール・イベント会場など不特定多数の人が集まる場所を訪れる際には、先ず出口・非常口を確認する習慣を身につける等周囲の状況に十分注意を払い、不審な状況を察したら速やかにその場を離れるなど、身体の安全確保に十分注意するように心がけて下さい。

6. 「在留届」及び「たびレジ」の提出

(1) 在留届

旅券法第16条により、海外に3か月以上滞在する日本人は、管轄地の日本国大使館または総領事館に「在留届」を提出するよう義務づけられています。当館においては、提出された在留届に基づいて、当地における日本政府の行政サービス（旅券や証明書の作成・交付）や、日本人が事件・事故等に遭遇した可能性のある場合の本人及び緊急連絡先の確認等を行っております。したがって、在留届の重要性を認識いただき、当地に3か月以上滞在する邦人の方は、当館に必ず在留届を提出してください（①オンライン、②郵送、③当館窓口にて提出可能です

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>）。また、当館管轄地から他公館管轄地に転出又は日本に本帰国される場合には転出・帰国につき当館メールアドレス（access@to.mofa.go.jp）に必ず連絡するよう皆様の御協力をお願いいたします。

(2) たびレジ

外務省は、2014年7月1日より、海外旅行者向けに、外務省海外旅行登録「たびレジ」を開始しました。「たびレジ」は、在留届提出義務の対象となっていない3か月未満の短期渡航者（海外旅行者・出張者）に現地での滞在予定を登録していただき、渡航情報などの提供や緊急事態発生時の対応に活用することを目的とするものです。

登録は任意で、次の以下のURLの専用サイトより、必要事項（旅行日程、滞在先、連絡先など）を入力することにより、滞在先の最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などの受け取りが可能となります。当館に在留されている方におかれても、当館管轄（オンタリオ州）を離れての旅行や出張の際は同登録をお済ませください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 普段の心構えと準備

近年、トロントを含むオンタリオ州では、幸いにして、テロ事件や大規模災害の発生はありませんが、普段から緊急事態に備えた心構えと準備をしておくことは非常に重要です。

(1) 連絡体制

緊急事態発生時には、携帯電話が繋がりにくい状況になることが想定されますので、普段から、家族内、会社内で緊急連絡方法を決めておくことは重要です。重複しますが、緊急時に当館から安否確認や必要な情報等が伝達できる連絡先を在留届に記載してください。また、連絡先に変更がある場合は当館への連絡してください

(2) 一時避難場所

緊急事態発生の際には、常にその状況の進展に注意を払ってテレビ、ラジオ等で情報を収集し、危険な場所に近づかないよう心掛けて下さい。また、いくつかのケースをあらかじめ想定して会社や家族単位で一時避難場所を決めておくことをお勧めします。

(3) 緊急事態における携行品など、非常用物資の準備

旅券及び現金等を必要最低限な物を、直ちに持ち出せるよう、あらかじめまとめて保管（勿論、窃盗等への注意をお忘れなく）しておきましょう。緊急時に一定期間、自宅での待機になる場合も大いにありますので、非常用食糧・水、医薬品、燃料などを最低5日間分は自宅に備蓄されることをお勧めします。

(4) 自動車の整備と燃料

2005年夏のハリケーン・カトリーナがニューオーリンズ等米国南部を襲った際には、自動車避難できた人々とできなかった人々との間で状況が大きく異なりました。いざとなった場合に、自動車は移動手段としてだけでなく、避難先にも、暖をとる場所にも、ラジオ等情報入手場所にもなりますので、日頃から自動車の整備を行うとともにできるだけ燃料を補充しておきましょう。

2. 緊急時の行動

(1) 情勢の把握

緊急事態が発生した場合、総領事館は、速やかに当該事態の情報収集を行い、同時並行的に在留邦人及び旅行者の方々に対して（「在留届」及び「たびレジ」の連絡先に基づき）緊急メールを発信します。ご自身でも、テレビ、ラジオ、インターネット等で、関連情報を収集するよう心がけて下さい。（インターネットで情報を入手する場合は、政府機関や大手報道機関など信頼あるサイトを閲覧するように心がけましょう）。また、地元当局より避難の指示がある場合は、その指示に従って、速やかに避難してください。暴動等が発生している場合は、近づかないでください。

(2) 「9 1 1」及び当館への連絡

御自身、家族、友人、知人等が緊急事態に巻き込まれた等の状況が発生する場合、躊躇せず、警察・消防（9 1 1）に通報すると共に、総領事館に連絡願います。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) パスポート

- 6か月以上の残存有効期間があるか。
- 最終ページの「所持人記載欄」は記載しているか。

(2) 現金等

- 現金（緊急事態発生時は、クレジットカードやATMが利用できない可能性有）
- クレジットカード
- 預金通帳、その他の貴金属類

(3) 自動車

- 日頃から整備されているか（特にバッテリー）
- ガソリンの残量は、3分の2以上あるか。
- 車内に懐中電灯、地図等は備えているか。

(4) 携行品

- 衣類、着替え
- 履き物（歩きやすく靴底が厚くて頑丈なもの）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）、衛生用品
- ラジオ、懐中電灯、携帯電話、充電器、予備電池
- ライター、マッチ、ろうそく、固形燃料
- ナイフ 缶切り、簡易軽量食器、割り箸

- 毛布, 寝袋, 雨具
- 警笛, フザー等

(5) 非常用食料 (家族全員で2週間分が目安)

- 保存食 (米, 調味料, 缶詰類, インスタント食品)
- ミネラルウォーター (目安: 一人1日1ガロン (約3.8リットル))

(6) 医薬品, 医療情報等

- 家庭用常備薬, 処方薬, 外傷薬, 消毒薬, 包帯, 絆創膏等
- 家庭全員の持病・既往症等の医療事情 (英訳も準備), ホームドクターの連絡先

4. 緊急連絡先

(1) オンタリオ州政府緊急連絡先

■地域安全・矯正サービス省緊急事態対応局 (Emergency Management Ontario, Ministry of Community Safety and Correctional Services) : 1-888-795-7635

■オンタリオ州警察 : 911 (緊急時, オンタリオ州全域) 非緊急時=1-888-310-1122

■オンタリオ州内各地域警察連絡先 (いずれの場所も緊急時は 911)

■トロント市緊急対策部 (office of Emergency Management (OEM))

- ・代表 : 416-392-4554, メール : oem@toronto.ca
- ・Manager, Office of Emergency Management: 416-392-3805

■ピアソン空港

トロント市警ピアソン空港分署 (ピール郡警察代表 : 905-453-2121)

第1 (第2) 及び第3ターミナル : 416-247-7678

各種問い合わせ : 1-866-207-1690

(2) 在トロント日本国総領事館

Suite#3300, T-D North Tower, 77 King Street West

P.O. Box 10 T-D Centre

Toronto, Ontario M5K 1A1

電話: (416) 363-7038, Fax: (416) 367-9392

(月~金 開館時間 9:00~17:00), 緊急連絡については24時間受付

ホームページ : www.toronto.ca.emb-japan.go.jp